

定期積金規定

1. (目的)

この規定は、丸八信用組合（以下「当組合」といいます。）の次に掲げる定期積金（以下「この積金」といいます。）に関する取扱いを定めます。

- ① 定期積金
- ② 定期積金（新規職員限定）
- ③ 定期積金（95周年記念）

2. (自動再契約)

(1) この積金は、満期日の属する月を開始月とする第1条第1号の「定期積金」として自動的に再契約し、積金口座を新たに開設いたします。ただし、次の各号のひとつにでも該当した場合は、自動再契約いたしません。

- ① 満期日前に中途解約した場合
- ② 約定どおり払込みが行われなかった場合
- ③ 事前に自動再契約中止の申し出があった場合
- ④ 再契約後の積金の初回払込み日に、給料から控除された掛金が払込まれない場合

(2) 再契約後の積金金利は、満期月における当組合の「預金等店頭揭示金利表」の「定期積金」利率が適用されます。

(3) 掛金、積立期間、満期金受取方法、及び満期金振替普通預金口座の再契約内容は、再契約前と同一とします。

(4) 再契約前の契約内容を変更する場合、及び再契約を中止する場合は、満期月の前月の組合が定める日までに、その旨を書面にて申し出ください。

3. (掛金の払込み)

(1) この積金の掛金の払込みは、払込日（毎月給料日、又は応当日とします。）に掛金が給料から控除され払い込まれます。

(2) この積金の毎月の掛金の払込みが前項の方法により行われなときは、当該月の末日までに掛金を現金等で払込みしていただきます。この場合、この積金の延滞利息は計算いたしません。

4. (給付契約金の支払時期・方法)

(1) この積金は、積金者が当組合に開設した積金者名義の普通預金口座に振り替える旨の特約が設定されている場合には、満期日に当該普通預金口座へ自動入金することにより、給付契約金を支払います。

(2) 自動入金以外の方法で満期日以後に給付契約金をお受け取りになる場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当組合に提出してください。（定期積金（新規職員限定）及び定期積金（95周年記念）については、この方法は選択できません。）

5. (契約内容の通知)

初回掛金の払込み後(自動再契約時の初回を含む。)に、当該契約に係る掛金の金額及び初回掛金払込日、積立期間、満期日、給付契約金等の契約内容を積金者に通知します。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金の払込日前に払い込まれても、先払割引金は、計算いたしません。
- (2) 掛金の先払分に応じての満期日の繰上げは行いません。

7. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ① この積金の契約期間中に掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。
 - ② 当組合がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき及び第11条第3項又は第4項により解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率により利息計算します。
 - ③ この利息計算の掛金残高単位は100円とします。

8. (満期日以後の利息)

自動入金の方法によらず、この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金の利率によって計算した利息を支払います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

第11条第4項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第4項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

10. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、積金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引(以下「この積金取引」といいます。)の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金者の回答、具体的な取引の内容、積金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの積金取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する積金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を組合所定の方法により届出るものとします。当該積金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等のこの積金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、積金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

11. (解約等)

- (1) この積金は、当組合がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この積金を満期日前に中途解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当組合に申し出てください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの積金取引を停止し、又は積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、又はこの積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この積金の積金者が第15条に違反した場合
 - ③ この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当組合が積金口座の解約が必要と判断した場合
 - ④ この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項が偽りである場合
 - ⑥ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金取引を停止し、又は積金者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① 積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団・暴力団員
 - B. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F. その他AからEに準ずる者

③ 積金者が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(5) 前2項により、この積金口座が解約され残高がある場合、又はこの積金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、公的書類、保証人等により本人確認を求めています。

1 2. (届出事項の変更等)

(1) 印章を紛失したとき、又は印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、当組合所定の書面により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 印章を紛失した場合のこの積金の給付契約金等の支払いは、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、公的書類、保証人等により本人確認を求めています。

(3) この積金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出てください。

1 3. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4) 積金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(5) 前4項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(6) 前5項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

1 4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

15. (譲渡の禁止)

この積金にかかる一切の権利は、譲渡することはできません。

16. (通知等)

届出のあった氏名、所属又は住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

17. (保険事故発生時における積金者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の積金者の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、積金と債務とを相殺することができます。又、積金者が第三者の当組合に対する債務の保証人になっている場合の保証債務についても同様の取扱いにします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ① この積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利息は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率は当組合の定めによるものとします。又、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)

この積金について10年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この積金に係る資金は、同法第4条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

19. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、店頭掲示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年8月22日現在)